

## II 各政策の評価結果

### 政策 I-1-(1)-①

#### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	主要行の不良債権処理の促進
16年度重点施策	① 金融再生プログラムに基づく措置の実施 ② 整理回収機構（RCC）の一層の活用 ③ 産業再生機構との連携
参考指標	① 不良債権の状況《16年度末までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下》 ② 金融再生法第53条買取の状況（買取金額）、整理回収機構による企業再生の状況（再生件数） ③ 産業再生機構への意見通知等の状況、産業再生機構と金融庁との連絡会等実施状況、産業再生機構による支援決定状況（支援決定数）

#### 2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	不良債権問題が正常化されること

#### 3. 政策の内容

不良債権処理の促進は、金融機関の収益力改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものです。

従って、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠です。

このような考え方にに基づき、「金融再生プログラム」（平成14年10月）においては主要行の不良債権比率を16年度末までに14年3月末の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図ることとともに、整理回収機構の一層の活用や産業再生機構との連携強化を促進しています。

#### 4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

##### (1) 金融再生プログラムに基づく措置の実施

金融再生プログラムの諸施策を着実に推進した結果、主要行の不良債権比率は8.4%（14年3月期）から2.9%（17年3月期）へと低下し、金融再生プログラムにおける不良債権比率の半減目標は達成されました。

## (2) オフバランス化ルール

17年3月期における主要行の破綻懸念先以下債権の処理状況をみると、2年3年ルール、5割8割ルールに沿ったオフバランス化が進められています。

## (3) 整理回収機構の一層の活用

整理回収機構は、16年7月から17年6月末までに金融再生法第53条に基づき健全金融機関から1,928億円(元本ベース)の不良債権を買い取る一方、1兆8,173億円(元本ベース)の保有債権を流動化しました。また、同期間において、98件の企業再生(法的再生・私的再生)を実施するとともに「RCC企業再編ファンド」について30行と業務委託契約を締結しました。

このように、整理回収機構を一層活用することで、金融機関の不良債権の迅速なオフバランス化の確実な実現や積極的な企業再生等が図られたものと考えています。

なお、整理回収機構においては、「金融改革プログラム」(16年12月)を踏まえ、再生機能の見直し及び保有債権の流動化についての考え方を取りまとめて公表しました(17年4月)。

## (4) 産業再生機構との連携

産業再生機構は、16年7月から17年6月末までに23件の支援決定を行っていますが、産業再生機構が支援決定等を行う場合、あらかじめ主務大臣の意見を聴くこととされていることから、内容を精査のうえ適切に対応しました。また、16年9月に開催された「事業再生市場の現状と今後の課題に関するシンポジウム(主催：内閣府)」を後援しました。

このような連携を通じて、産業再生機構が一層活用され、不良債権処理の促進という観点も含めて、産業と金融の一体的再生が着実に進捗したものと考えています。

## (5) 特別検査の実施

特別検査等の結果については、特別検査対象債務者の大口要管理先への引当率が15年3月期22%から16年9月期53%と大幅に上昇するなど、貸倒引当金が手厚くなった一方、不良債権処理コストは、15年3月期1.3兆円から16年9月期0.4兆円に低下しており、不良債権問題の正常化に寄与したものと考えています。

## 5. 今後の課題

不良債権問題が再び発生し、それが経済の足枷となることのないよう、今後とも検査・監督当局による効率的かつ効果的なモニタリングの実施(検査・監督当局の更なる連携強化等)等を行うことにより、個々の金融機関の不良債権の状況やリスク管理態勢等を注視していくとともに、金融再生プログラムの残された課題についても、着実に取り組んでいく必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

これまでの取組み（金融再生プログラム等の諸施策の着実な実施）により、政策は達成されました。